

2026年1月

カーボンフットプリント

算定・表示ルール

SAGA COLLECTIVE 協同組合

目次

1. 総則	3
2. 算定対象	6
3. データ収集方針	11
4. 算定方法	14
5. 個別事項	17
6. 検証	19
7. CFP 表示の原則	20
8. CFP 表示	22
9. グラフィック	24
10. 算定報告書	26
11. 算定結果の解釈	28
12. 継続的な取り組み	29
(付属書) 算定報告書フォーマット例	30
(付属書) 表示例	36

履歴

Ver	日付	内容
1.0	2025年1月30日	発行 環境省 令和7年度「製品・サービスのカーボンフットプリントに係るモデル事業（地域人材育成支援）」において策定。

I 共通の総則

1. 総則

1.1 目的

自社製品の温室効果ガス（GHG）排出量を算定し、削減すべきポイントを特定すること等によるカーボンフットプリント（CFP¹）の削減を目指し、本ルールを策定した。

各企業における脱炭素戦略の中長期的な推進に資するべく、自主性、容易性、継続性をもって取り組みが可能な算定ルールを提供する。具体的な手順については付属書にて示す。

なお、本ルールは他社製品との比較を目的としていない。

1.2 適用範囲

日本標準産業分類に規定されている以下に分類される企業により生産された製品を対象とする。

- 091 水産食料品製造業
- 094 調味料製造業
- 099 その他の食料品製造業
- 102 酒類製造業
- 103 茶・コーヒー製造業

¹ 製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通した GHG 排出量を CO2 排出量として換算した値。

- 112 織物業
- 131 家具製造業
- 142 紙製造業
- 214 陶磁器・同関連製品製造業

1.3 参照ガイドライン・規格・ルール

- カーボンフットプリント ガイドライン（経済産業省、環境省）
- ISO14067:2018 等の ISO 規格
- GHG Protocol product standard

1.4 対象とする GHG²

本ルール策定時最新の IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)を参照し、以下の GHG を対象とする。

- 二酸化炭素(CO₂)
- メタン(CH₄)
- 一酸化二窒素(N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)
- クロロフルオロカーボン類(CFCs)
- パーフルオロカーボン類(PFCs)
- 六フッ化硫黄(SF₆)
- 三フッ化窒素(NF₃)

CO₂ 以外の GHG は IPCC 報告書 100 年 GWP³を用いて換算し、CO₂e（CO₂ 相当量）と

して対象 GHG の合計値を表示する。

² おもに 3.3 で推奨するデータベースにて排出係数を参照する際の指針としてここに記す。

³ Global Warming Potentials（地球温暖化係数）の略語。各温室効果ガスの温室効果をもたらす強度を、CO₂ が温室効果をもたらす強度に対する比で示した係数。

なお、3.3で推奨するデータベースが対象としているGHGに上記と相違がある場合も本ルールにおいては許容するものとする。

Ⅱ 算定ルール

2. 算定対象

2.1 有効期限

有効期限は、各社製品の特性に応じて異なるため、本算定ルールでは設定しない。

ただし、算定後の時間経過による実態との乖離リスクを考慮し、自社の算定結果に対し影響があると考えられる場合は再算定し、適切な頻度で情報を更新する。例えば、仕様等（原材料の調達先、包装、輸送手段等）の変更があった場合には再算定に努める。

2.2 算定単位

原則として消費者への販売単位（製品 SKU）とする。

品目名称が同じでも容量やサイズなどが異なる別 SKU となる場合は、別製品として算定する。

ただし、製品特性に応じて製品重量単位（100g あたり等）としてもよい。

2.3 製品の構成要素

次の要素を含む。

- 製品本体
- 附属品
- 容器包装
- 輸送時の梱包

2.4 ライフサイクルステージ

次のライフサイクルステージ（Cradle to Grave⁴）を対象とする。

- 原材料調達
- 生産
- 流通・販売
- 使用・維持管理
- 廃棄・リサイクル

2.5 対象プロセス

実際に利用しているプロセスに沿って算定すること。

1. 原材料調達段階

製品の原材料及び生産段階までの輸送。

2. 生産段階

工場などでの生産。電力および燃料（直接・間接を含める事）、水などの使用。生産で発生する廃棄物処理。外部での検品は生産段階に含める。

⁴ ライフサイクルステージ全体（原材料調達から廃棄・リサイクルまでの範囲）を指す。

- 電力および燃料の直接排出と間接排出
直接排出：使用時のエネルギー転換による排出
間接排出：原料採掘や輸送、生産、設備建設や廃棄等による排出
- 電力および燃料を 3.3 で推奨するデータベースを利用して計算する場合の例示
 - ① 「AIST-IDEA Ver3.5」の下記製品コード・製品名の排出係数を使用する場合は直接排出と間接排出の両方が含まれているため、活動量にそのまま乗じることで直接・間接の両方が計算できる。

331131022pJPN	電力、日本平均、2022 年度、JPN
332211022p	電力、Ember、(国名)、2022 年、(国・地域コード)
	(燃料名) の燃烧エネルギー、(国・地域コード)

- ② 「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」の係数は「直接排出」のみのため、「間接排出」も計算すること。
間接排出は「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出係数データベース」の表 7「燃料調達時の排出原単位」を使用して計算する。
なお、この方法には発電設備建設・廃棄部分が含まれないが、本ルール策定時点では「カーボンフットプリントガイドライン（別冊）CFP 実践ガイド」での対応案を参照し、発電設備建設・廃棄部分はカットオフとしてもよい。

3. 流通・販売段階

工場などから顧客の手元に届くまでの輸送と倉庫保管や販売。その間に発生する廃棄物処理。

4. 使用・維持管理段階

顧客による製品の使用と維持管理。

5. 廃棄・リサイクル段階

使用済み製品の輸送と処理。

2.6 カットオフ基準・対象

カットオフ⁵は可能な限り回避する。

やむを得ずカットオフする場合には、カットオフ対象のプロセスの GHG 排出量合計が、GHG 総排出量比で判断して、ライフサイクル全体の GHG 総排出量の 5%以内に収まることを目安として実施する。なお、カットオフした場合にはそのプロセスを明記しなければならない。

カットオフ対象の項目例は次のとおり。

- ① 消耗品で製品の種類に関係なく生産に使用されるもの
- ② 容器包装や梱包資材
 - 原材料を調達した際の容器包装や梱包資材
 - 製品を輸送する際の輸送時の梱包材
 - 流通、販売段階で追加される梱包材と、それを調達する際の容器包装や梱包材、輸送や廃棄のプロセス。
- ③ 対象製品に個別化できないもの
 - 生産工場の建設や、生産設備の調達や廃棄
 - 生産時に投入される電力の間接排出のうち発電設備建設や廃棄
 - 事務部門や企画開発部門(現地駐在や出張に係る移動や宿泊を含む)に係る排出量
 - 外部に依頼した検品・検針に使用されたエネルギーに係る排出量
 - 輸送経由地での倉庫管理プロセス
 - 販売プロセス
 - 消費者の移動
 - 製品の使用や維持管理

⁵ 特定のプロセスについて、設定した算定対象に含まれるにもかかわらず、CFP の算定対象から除外すること。

- ④ 質量が極めて少ない原材料
 - 投入量が投入質量累計で 5%未満のもの

3. データ収集方針

3.1 一次データの収集

一次データ⁶の収集に努める。

活動量（原材料の重量、使用エネルギー量など）は、一次データ収集に努めるが、自社の管理外のプロセス等において一次データの収集が難しい場合には二次データを利用する。

排出係数（単位当たりの GHG 排出量）は、一次データ収集に努めるが、難しい場合には二次データを利用する。

3.2 一次データの要求品質

時間範囲

季節変動を平準化するため、直近の 1 年間とする。

ただし、合理的に説明できる場合は、それより短い期間も許容する。一方、長期的な平準化が必要な場合は 12 ヶ月を超えて収集すること。

⁶ 排出量の実績値データ。

地理的範囲

プロセスが実施されている地域・施設のデータであること。

ただし、全ての地域や工場からデータを収集できない場合は、代表的な地域や工場のデータを調達量や生産量で加重平均とすることも許容する。

技術範囲

当該製品を製造した技術と同じ技術とする。

または、当該製品と妥当と考えられる類似製品を製造した技術とする。

再現性

データの根拠が明確であることとする。

算定に用いたロジックやデータを用いて、同じ組織内の他者等が同様の方法で再算定ができるようにすることが望ましい。

3.3 二次データの収集

下記の二次データベースの使用を推奨する。

- AIST-IDEA (Inventory Database for Environmental Analysis)
- サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度「電気事業者別排出係数一覧」
- 研究機関、業界団体、企業群などで公開している原単位

3.4 二次データの要求品質

可能な限り最新のバージョンを利用しなければならない。

複数のデータベースを使用する場合や、同じデータベースでバージョン違いを使用する場合は一貫性を持ち、恣意的な選択は行わないものとし、何故そのデータを選択したかの合理的な説明ができるようにする。

再現性を確保するために、その出典を明確にする。

4. 算定方法

4.1 プロセス共通の配分ルール

個別のデータ取得が可能な場合は、配分⁷は行わない。

個別のデータ取得が困難な場合のみ以下の優先順位にて配分を行う。

- ① 物理的特性(数量、質量、体積、面積など)
- ② 経済的価値(売上金額など)

配分は一貫性があり恣意的・作為的と誤解されない合理的な方法にて行うこと。

4.2 シナリオ

一次データの収集が困難な場合はシナリオ⁸を利用してもよい。

環境省「CFP 算定用シナリオライブラリー」を参照するなど、恣意的・作為的と誤解されない合理的な方法にて行うこと。

例として、輸送シナリオを次に示す。

- 日本国内輸送距離
 - 市内もしくは近隣市間に限定されることが確実な輸送の場合： 50km
 - 県内に限定されることが確実な輸送の場合： 100km

⁷ 対象が全体に占める割合を重量・金額ベース等により定め、この割合に基づき活動量を推定すること。

⁸ 活動量の把握が難しいプロセスに対して設定する仮定。

県間輸送の可能性が含まれる輸送の場合： 500km
特定地域に限定されない輸送の場合： 1000km

- 海外輸送距離

海外における国内輸送の場合： 500km
陸送のみで、国境を超える輸送の場合： 1000km
航行の場合： 港間の距離、空港間の距離

- 原材料調達段階および流通・販売段階の輸送における物流形態

常温の国内輸送の場合： [常温]平均的な積載率の 10 トントラック（軽油）
冷凍冷蔵の国内輸送の場合： [冷凍冷蔵]平均的な積載率の 10 トントラック（軽油）
常温の国際輸送の場合： [常温]平均的な積載率の 10 トントラック（軽油）
[常温]平均的な積載率の 3,000TEU コンテナ船(重油)
冷凍冷蔵の国際輸送の場合： [冷凍冷蔵]平均的な積載率の 10 トントラック（軽油）
[冷凍冷蔵]平均的な積載率の 3000TEU コンテナ船(重油)

- 生産段階の輸送における物流形態

常温の国内輸送の場合： [常温]平均的な積載率の 4 トントラック（軽油）
冷凍冷蔵の国内輸送の場合： [冷凍冷蔵]平均的な積載率の 4 トントラック（軽油）
常温の国際輸送の場合： [常温]平均的な積載率の 4 トントラック（軽油）
[常温]平均的な積載率の 3,000TEU コンテナ船(重油)
冷凍冷蔵の国際輸送の場合： [冷凍冷蔵]平均的な積載率の 4 トントラック（軽油）
[冷凍冷蔵]平均的な積載率の 3000TEU コンテナ船(重油)

また、調理シナリオを次に示す。なお、想定されるプロセスが複数パターン存在する場合、代表的なレシピを（通常は 1 つだけ）選択する。代表的なレシピの選択が難しい場合は、最も保守的な値になるとと思われるレシピを選択する。

- ボイル調理によるガスこんろ使用

都市ガス消費量[m3]=水道水重量あたりの都市ガス消費量⁹[m3/kg]
×算定単位あたりの水道水重量[kg]
×調理対象全体に対する算定対象製品の重量比率[%]

⁹ 0.0179m3/kg

- その他一般のガスこんろ使用

$$\begin{aligned} \text{都市ガス消費量[m3]} &= \text{時間あたりの都市ガス消費量}^{10}[\text{m3/時間}] \\ &\quad \times \text{算定単位あたりの加熱時間[時間]} \\ &\quad \times \text{調理対象全体に対する算定対象製品の重量比率[\%]} \end{aligned}$$

- 電気ケトルの電力消費

$$\begin{aligned} \text{消費電力量[kWh]} &= \text{水道水重量あたりの電気消費量}^{11}[\text{kWh/kg}] \\ &\quad \times \text{算定単位あたりの水道水重量[kg]} \\ &\quad \times \text{調理対象全体に対する算定対象製品の重量比率[\%]} \end{aligned}$$

¹⁰ 0.3773m3/時間

¹¹ 0.1097kWh/kg

5. 個別事項

5.1 再エネ証書等

外部から購入した電力および熱について、再エネ証書等を算定に利用することができる。

ただし、どのような証書をどの程度用いたのか明記しなければならない。

5.2 カーボンオフセット

CFP の算定にカーボンオフセット¹²を適用してはならないものとする。

カーボンニュートラル¹³製品と表示する場合¹⁴、カーボンオフセットを適用していない CFP を示した上で、排出される GHG 相当量をカーボンオフセットにより埋め合わせした製品である事を明記している必要がある。また、利用したカーボンクレジット¹⁵の情報も併せて示すこと。

¹² GHG 排出量と吸収量を相殺すること。

¹³ GHG 排出量と吸収量が釣り合っていること。プラスマイナスゼロの状態。

¹⁴ 組織単位のカーボンニュートラルを表示する場合、Scope1,2 等の対象区分を示した上で、排出される GHG 相当量をカーボンオフセットにより埋め合わせした組織であることを明記する必要がある。特に、製品・組織の単位、Scope1,2,3 の対象区分において、誤解を招く記載は回避すること。

¹⁵ GHG 吸収増加量および排出削減量を環境価値として取引可能な形にしたもの。

5.3 土地利用¹⁶・土地利用変化¹⁷

算定方法が確立されていないため、現時点では本ルールの対象には含めない。

5.4 マスバランス方式¹⁸

規格が確立されていないため、現時点では本ルールに適用しない。

¹⁶ 人間による土地利用によって GHG が排出あるいは吸収されるものを指す。主な例としては、一時的な森林伐採、作物の刈り取り等が該当する。

¹⁷ 人間による土地利用又は土地管理の変化によって GHG が排出あるいは吸収・除去されるものを指す。主な例としては、家畜を飼育するための農地から牧場への変化が挙げられる。

¹⁸ 生産プロセスにおいてある特性を持った原料と持たない原料を混合する場合、特性を持った原料の投入量に応じて、その特性を生産物の一部に割り当てる手法のことである。例えば、化石原料とバイオマス原料を混合して生産した場合でも、生産物の一部について、バイオマス原料のみを用いて生産した場合の特性を持っているとみなすことができる。

6. 検証

6.1 検証有無・手法

内部検証/第三者検証のいずれかを実施することが望ましい。

6.2 検証者

検証を依頼する場合は、検証者の適格性を考慮することが望ましい。

Ⅲ 表示ルール

7. CFP 表示の原則

7.1 信頼性・信用性

下記に留意したうえで、信頼できる算定方法により、信用できる情報を提供する。

- CFP の結果に影響を与える要因の変化にあわせて、柔軟に CFP の数値や表示の見直しを行う
- 実務の観点で CFP 算定・表示が現実的である
- CFP 算定・表示に係る費用対効果のバランス

7.2 ライフサイクルステージ

次のライフサイクルステージ（Cradle to Grave）を対象とする。

- 原材料調達
- 生産
- 流通・販売
- 使用・維持管理
- 廃棄・リサイクル

7.3 比較可能性

他社製品との比較は行わない。

7.4 透明性

CFP 算定に係る定量的な情報、説明文を示す。

7.5 地域性

生産・使用・廃棄が行われる場所によって CFP の値が変わる可能性があることを考慮する。

8. CFP 表示

8.1 CFP とともに示す情報

CFP の算定の詳細情報（算定報告書）とは別に下記の内容を製品などに表示する。

- ① CFP の結果
- ② 算定の単位
- ③ ライフサイクルステージ
- ④ 算定報告書へのアクセス方法
- ⑤ 説明文

表示例を付属書に示す。

8.2 CFP 表示媒体

製品本体またはパッケージ、タグ、取扱説明書、カタログ、広告、SNS 広告、販売店での販促物（POP 等）、動画、Web サイト等。

以上は例示であり、これらに限定するものではない。

8.3 CFP 表示における基本的な考え方

下記の基本的な考えに基づいて行うこと。

1. 誤解を招かない表示
 - 表示は CFP 算定の結果を正確に反映させ、誤解を招かないものであること。

2. 情報を正確に表示
 - 算定で得られた結果から確認できない内容は表示しないこと。
3. 対象を明確にした表示
 - 対象の製品を明確に特定できること。
4. 表示の更新
 - 表示は再算定を行った時点で更新することが望ましい。
 - ただし、再算定の時期と、生産や副資材手配の時期に差があることや、すでに製造された在庫や市場に出回っている製品の表示を付け替える負担などを考慮する必要がある。そのため、事業者は実現可能な範囲での迅速な表示更新に努めることとし、表示済み製品の付け替えについては事業者の判断に委ね、必須とはしない。
5. 検証済を示唆する表示
 - CFP を表示するために算定結果の第三者検証を行う事は必須ではない¹⁹。検証を受けていないのに検証を実施していると誤解させるような表示をしてはならない。
 - CFP 算定の第三者検証を行った場合、その旨を記載する事ができる。
 - CFP 算定の検証を表示するにあたっては、第三者機関の検証報告書等へのアクセスが可能でなければならない。
 - CFP と関係のない基準等の検証を受けている場合に、その検証があたかも CFP の検証であるかのように誤解させる可能性のある表示をしてはならない。

¹⁹ 本ルールは CFP 算定結果の第三者検証を推奨するものではない。

9. グラフィック

9.1 グラフィックの使用

本ルールを使用した CFP 算定結果の表示には、任意のグラフィックを使用するものとする。

算定した CFP の表示、CFP に関する取組の紹介や案内等の用途において使用できる。

当該グラフィックは、CFP に関する検証、認証、合格、および SAGA COLLECTIVE 協同組合への参画といった意味を付与するものではない。誤解を招くような使用は固く禁止する。

9.2 文字や数字の使用

グラフィックには 8.1 の①～⑤を一緒、または近くに表示すること。

算定結果はグラフィック内の指定の場所へ記載すること。

文字と数字は判読可能であること。

9.3 グラフィックの大きさの表現

表示スペースの関係で、視認性を損なわない範囲でマークの大きさを変更する事は可能だが、マークの大きさの違いが排出量の違いと誤解されるような表示はしてはならない。

9.4 別の対象領域の連想

グラフィックは CFP を表示する以外の環境表示に使用してはならない。

また、誤解を避けるため、表示ルール 9.1⑤の説明文を近くに表示して使用すること。

9.5 グラフィックの加工

グラフィックは他のブランド、企業や環境シンボルと関係付けるような加工をしないこと。

9.6 他のグラフィックとの区別

グラフィックは他のブランド、企業、環境シンボルと簡単に区別できる方法で表示すること。

9.7 わかりやすさ

グラフィックは適用される製品の適した位置に付けられ、適切な大きさであること。

IV 算定報告

10. 算定報告書

10.1 必要性

CFP 算定の結果及び補足情報は算定報告書に記載する。

10.2 公開

CFP の表示を行う事業者は、算定報告書の公開が必要となる。

10.3 記載情報

CFP 算定報告書に記載すべき項目の詳細はカーボンフットプリントガイドライン、CFP 実践ガイドを参照して以下に示す。

- (A) 算定単位 ([2.2]参照)
- (B) 算定対象としたライフサイクルステージ ([2.4]参照)
- (C) 算定対象としたプロセス ([2.5]参照)
- (D) 使用した二次データベースの名称とバージョン ([3.3]及び[3.4]参照)
- (E) 対象とした GHG の一覧 ([1.4]参照)
- (F) 選択された地球温暖化係数 ([1.4]参照)
- (G) カットオフした対象及びその理由 ([2.6]参照)
- (H) 配分を実施した場合はその方法 ([4.1]参照)
- (I) 電力の取扱い、計算方法に関して注記すべき事項があれば、その事項 ([2.5]参照)

- (J) 算定全体のうち、金額や経済価値に基づいて計算した部分（[3.1]、[3.2]、[3.3]、[4.1]及び[4.2]参照）
- (K) 使用したシナリオ（[4.2]参照）
- (L) CFP の算定対象とした期間（[3.2]参照）
- (M) データ収集対象とした地理的範囲に関して注記すべき事項があれば、その事項（[3.2]参照）
- (N) 参照した製品別算定ルール、詳細ルール又はその他の要件（[1.1]参照）
- (O) 他社製品との比較を想定していない場合はその旨（[1.1]参照）

結果に与える影響が重要でない事項についてはその理由について説明した上で、詳細な検討・

報告を省略する場合がある。

また、情報開示・提供に用いる際には情報の機密性を考慮した上で必要に応じて報告項目を選

択して提供する場合がある。

10.4 算定報告書の書き方

算定報告書のフォーマットに決まりはない。

参考としてフォーマット例を附属書に示す。

11. 算定結果の解釈

11.1 算定の限界

CFP の算定にあたっては、一次データの使用を増やし算定結果の精度を上げることが重要であるが、一次データの収集には限界がある。

今後の算定結果の精度向上に資するため、一次データの収集が困難な「算定の限界」について整理しておくことが望まれる。

11.2 CFP の解釈

CFP 算定結果は、設定された目的及び範囲に従って、解釈されなければならない。CFP 算定結果の解釈は、以下のステップに従って実施する。

1. 重要な論点の特定（例：ライフサイクルステージ、単位プロセス、等）
2. 網羅性、一貫性、及び感度分析に関する評価
3. 算定の結論、限界、今後に向けた推奨事項の検討

CFP 算定結果の解釈は、以下の事項に留意しつつ実施しなければならない。

1. 不確実性の評価を含んでいること
2. 配分の方法を特定し、文書化していること(CFP 算定報告書に詳細を記述する)
3. 算定した CFP の限界を明らかにすること

なお、CFP の解釈では、再エネ証書等を利用した場合には、適用前の値についても記載しなければならない。

12. 継続的な取り組み

CFP 算定は単回の取組に留めず、GHG 排出量の削減対策の改善のために継続的に取組むことが望ましい。

例えば、当該製品のライフサイクルにおいて、排出量が多いステージ・プロセスを明確化し、効率的な排出削減対策の検討に役立てることが考えられる。

(付属書) 算定報告書フォーマット例

1.1 報告年月日

2026年1月30日

1.2 算定対象期間

算定対象期間： 2024年4月～2025年3月

1.3 更新情報

初回

1.4 算定目的

自社製品のGHG排出量の把握、分析。

なお、このCFPは他社製品との比較を目的としたものではありません。

1.5 算定実施事業者

SAGA COLLECTIVE 協同組合（佐賀県佐賀市諸富町山領 266-1）

算定責任者： 山口真知（環境省認定制度 脱炭素アドバイザーアドバンスト）

2.1 算定単位（製品情報）

製造者： 株式会社徳永製茶

商品名： 玉琳（玉緑茶）

内容量： 100g



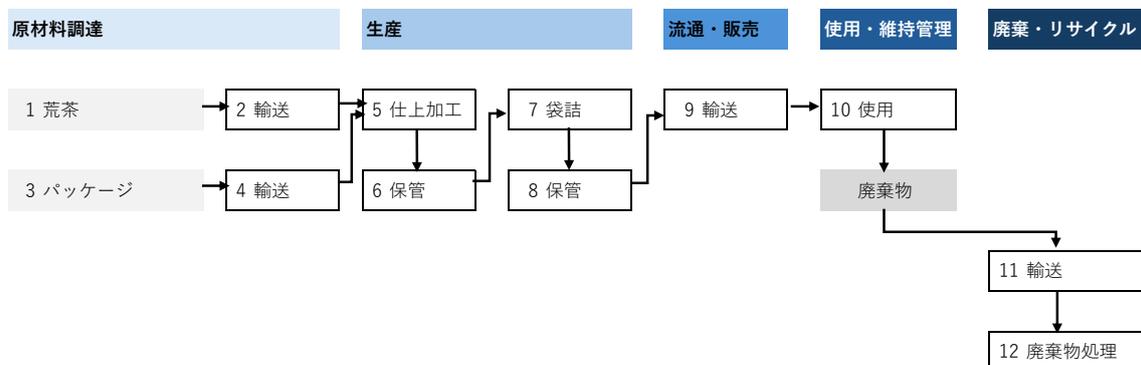
2.2 算定対象としたライフサイクルステージ

ライフサイクルをすべて含めます。

- 原材料調達
- 生産
- 流通・販売
- 使用・維持管理
- 廃棄・リサイクル

2.3 算定対象としたプロセス

上記のライフサイクルのうち、下図のプロセスを算定対象とします。



2.4 参照した製品別算定ルール、詳細ルール又はその他の要件

- カーボンフットプリント ガイドライン（経済産業省、環境省）
- ISO14067:2018 等の ISO 規格
- GHG Protocol product standard
- カーボンフットプリント算定・表示ルール（SAGA COLLECTIVE 協同組合 Ver1.0）

2.5 データ収集対象とした地理的範囲に関して注記すべき事項

取得可能なものは一次データの活用を原則とし、プロセスが実施されている地域・施設のデータで算定しました。

2.6 使用した二次データベースの名称とバージョン

一次データが収集困難な場合、下記の二次データベースを使用しました。

- AIST-IDEA (Inventory Database for Environmental Analysis) Ver.3.5.1
- サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース（Ver.3.5）
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

2.7 対象とした GHG の一覧

算定時点で最新の IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)を参照し、以下の GHG を対象とします。

- 二酸化炭素(CO₂)
- メタン(CH₄)
- 一酸化二窒素(N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)
- クロロフルオロカーボン類(CFCs)

- パーフルオロカーボン類(PFCs)
- 六フッ化硫黄(SF6)
- 三フッ化窒素(NF3)

2.8 選択された地球温暖化係数

CO2 以外の GHG は IPCC 報告書 100 年 GWP を用いて換算し、CO2e (CO2 相当量) と
して対象 GHG の合計値を表示します。

2.9 カットオフした対象及びその理由

対象製品に固有化できないものや、消耗品で算定結果に影響が極めて少ないと判断さ
れるものはカットオフしました。

2.10 配分を実施した場合はその方法

生産段階において、物理的特性（質量）に基づく配分を実施しました。

2.11 電力の取扱い、計算方法に関して注記すべき事項

株式会社徳永製茶は再生可能エネルギーを 100%使用しています。

2.12 算定全体のうち、金額や経済価値に基づいて計算した部分

金額や経済価値に基づいて計算した部分はありません。

2.13 使用したシナリオ

「加工食品共通 CFP 算定ガイド【別冊】共通シナリオ」に基づき次のシナリオを使用しました。

流通・販売段階の輸送（輸送距離）

- 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100km
 - 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000km
-

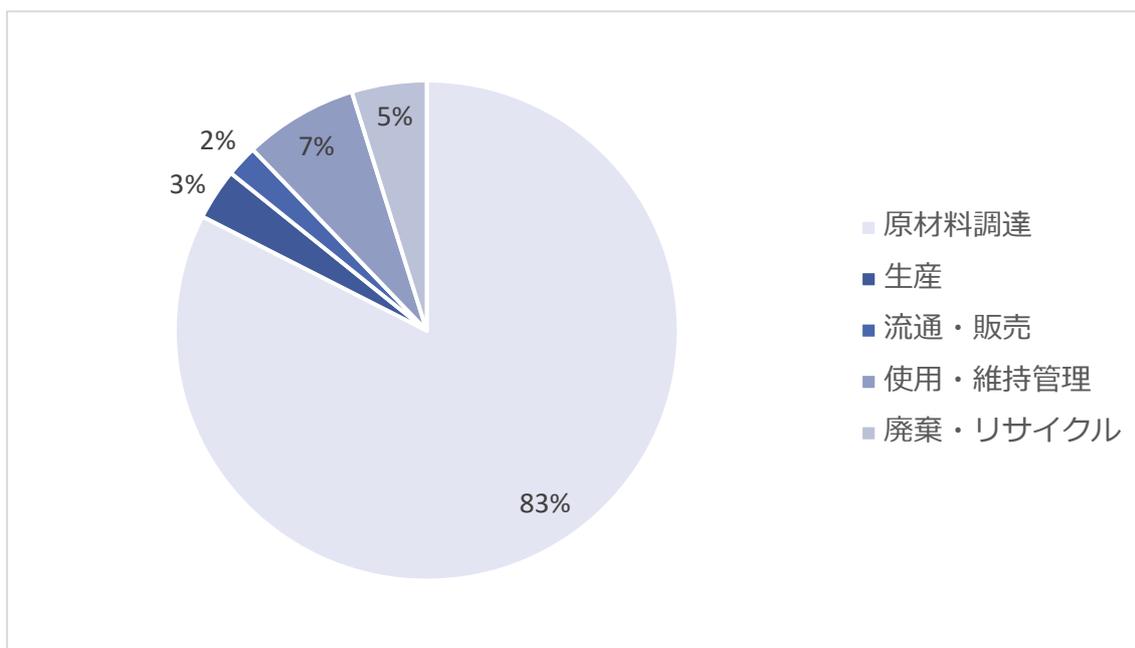
使用・維持管理段階の使用

- 電気ケトルの電力消費
消費電力量[kWh]= 水道水重量あたりの電気消費量²⁰[kWh/kg]
×算定単位あたりの水道水重量[kg]
×調理対象全体に対する算定対象製品の重量比率[%]

²⁰ 0.1097kWh/kg

3.1 算定結果

1.67kg-CO2e



3.2 算定結果の解釈

原材料調達が 83%を占める。うち、原材料である荒茶の調達が大部分を占める。今回は二次データベースに基づき算定したが、まずは生産農家と連携し、原材料調達における一次データの取得と分析に取り組みます。

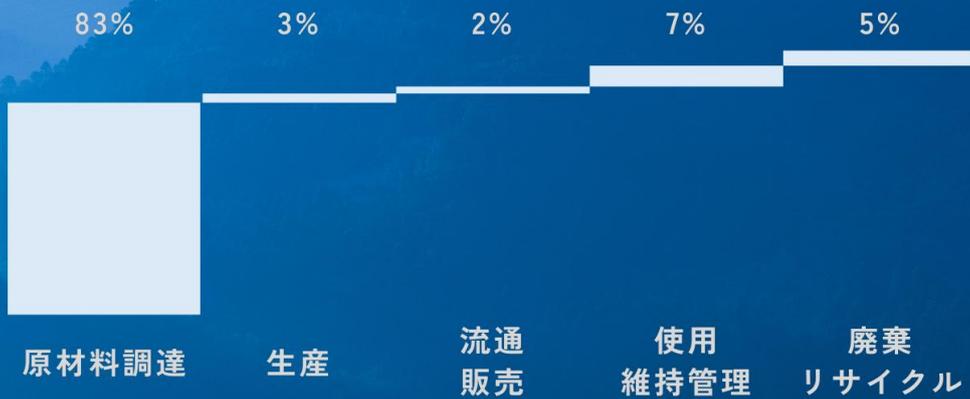
なお、徳永製茶は Scope1,2 の削減に真摯に取り組んできました。2021 年度当初は約 30t でしたが、車両の EV 化や、生産スケジュールの見直しによるエネルギー効率化、再エネ電力への切り替えといった施策を積み上げ、2024 年度は 10t を下回りました。

なお生産段階の火入れ機（LPG）からの 0.05kg-CO2e はカーボンオフセット済みです。

(付属書) 表示例

カーボンフットプリント (CFP)

製品の原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO2排出量として換算した値。この表示は私たちのさらなる排出量削減を目的としたものであり、他社製品との比較を目的としたものではありません。



製造者：株式会社徳永製茶

商品名：玉琳（玉緑茶）

内容量：100g

CFP：1.67kg-CO2e

報告年月日：2025年12月1日



詳細はこちら

